

(案)

仕 様 書

東北支社管内 無線LAN機器等設置業務

令和6年4月

東日本高速道路株式会社

東北支社

目次

1 総則	5
1-1 適用の範囲	5
1-2 用語の定義	5
1-3 契約書類の解釈	6
1-4 日数等の解釈	6
1-5 監督員及び主任補助監督員等	6
1-5-1 監督員	6
1-5-2 主任補助監督員	6
1-5-3 補助監督員	7
1-6 履行責任者等	8
1-6-1 履行責任者	8
1-6-2 作業責任者	8
1-7 提出書類	8
1-7-1 監督員を経由しない提出書類	8
1-7-2 提出書類の様式	8
1-7-3 契約金額内訳明細書	8
1-8 着手日	9
1-8-1 着手日	9
1-8-2 作業日	9
1-9 再委任等	9
1-9-1 指定した主たる部分の再委任	9
1-9-2 軽微な部分の再委任	9
1-9-3 再委任の承諾	9
1-9-4 再委任等の要件	9
1-9-5 再委任者の管理等	9
1-10 受注者相互の協力	9
1-11 打合せ	9
1-12 立会い及び検査	10
1-12-1 立会い及び検査	10
1-12-2 監督員の検査権等	10
1-12-3 検査等に必要の費用	10
1-12-4 立会い及び検査の省略	10
1-12-5 立会い及び検査の時間	10
1-12-6 受注者の責任	10
1-13 履行報告	10
1-14 業務の変更	10
1-14-1 業務の変更指示	10
1-14-2 変更業務の施工	10

1-15	業務の一時中止に伴う増加費用の協議	11
1-16	契約変更	11
1-16-1	契約変更	11
1-16-2	契約変更書類の作成	11
1-17	履行期間の変更	11
1-17-1	事前協議	11
1-17-2	事前協議の手続き	11
1-17-3	受注者からの履行期間延長の請求	11
1-18	完了検査	12
1-18-1	完了届	12
1-18-2	完了届提出の要件	12
1-18-3	検査日及び完了検査員名の通知	12
1-18-4	検査の立会い	12
1-18-5	完了検査の内容	12
1-18-6	軽微な修補の取扱い	12
1-18-7	部分引き渡し・一部完了検査	13
1-18-8	受渡書の提出	13
1-19	代金の支払い	13
1-20	遅延日数の算定	13
1-21	成果品	13
1-22	業務実施中の安全の確保等	13
1-23	契約不適合責任	14
1-23-1	欠陥の調査	14
1-23-2	欠陥の原因の調査に要する費用の負担	14
1-24	秘密の保持	14
1-24-1	目的	14
1-24-2	定義	14
1-24-3	情報の明示	14
1-24-4	目的外の使用の禁止	14
1-24-5	取得の制限	14
1-24-6	適切な管理	14
1-24-7	利用者の制限	14
1-24-8	資料の持ち出しの禁止	15
1-24-9	複写または複製の禁止	15
1-24-10	守秘義務	15
1-24-11	履行期間終了後の取扱い	15
1-24-12	第三者への委託等について	15
1-24-13	調査及び報告	15
1-24-14	事故時の対応	15
1-24-15	事故時の責任分担	15

1-24-16	紛争中における発注者、受注者の義務	15
1-25	関係法令及び条例の遵守	16
1-26	著作権の譲渡等	16
1-27	電磁的記録媒体等の取扱い	16
1-28	身分証明書の携行	17
1-29	諸経費等	17
1-29-1	諸経費	17
1-29-2	交通費・日当・宿泊費	17
1-30	指示等及び協議の書面主義	17
1-31	疑義等の措置	17
2	調達に関する内容	18
2-1	調達概要	18
2-2	設置場所	18
2-3	履行期間	18
2-4	資料等の貸与及び返却・消去	19
2-4-1	資料等の貸与	19
2-4-2	資料等の返却・消去	19
2-4-3	資料等の修復	19
2-4-4	資料等の守秘義務	19
2-4-5	資料の取扱い及び管理	19
2-4-6	情報の廃棄	20
3	無線 LAN 機器等に関する内容	21
3-1	無線 LAN 機器等の名称及び数量	21
3-2	無線 LAN 機器等の仕様	21
3-2-1	無線 LAN アクセスポイント	21
3-2-2	PoE スイッチ	22
表 3-2-2	: PoE スイッチの仕様	22
3-3	その他	22
3-3-1	ケーブル類	22
3-3-2	ラック	23
3-4	無線 LAN 機器等の納品検査	23
4	無線 LAN 機器等の設定及び設置作業	24
4-1	本作業の目的・範囲	24
4-2	プロジェクト管理	24
4-2-1	作業計画書	24
4-2-2	進捗報告	25
4-2-3	課題報告	25
4-3	事前調査	25
4-3-1	設置場所に係る事前調査	25
4-4	設定	25

4-4-1	無線 LAN 機器等の設定情報の貸与	25
4-4-2	詳細設計	26
4-4-3	無線 LAN 機器等の設定	26
4-4-4	ユーザ登録等	26
4-5	単体テスト（受注者環境）	26
4-5-1	単体テスト仕様書兼結果報告書の提出	26
4-5-2	単体テストの実施	27
4-6	LAN 配線作業	27
4-6-1	LAN 配線作業計画書の提出	27
4-6-2	LAN 配線作業の実施	27
4-7	搬入・設置	28
4-7-1	搬入・設置計画書の提出	28
4-7-2	搬入・設置作業の実施	29
4-8	総合テスト（発注者環境）	29
4-8-1	総合テスト仕様書兼結果報告書の提出	29
4-8-2	総合テストの実施	29
4-9	事後調査	29
4-9-1	事後電波調査	30
4-10	成果品	30

1 総則

1-1 適用の範囲

本仕様書は、東日本高速道路株式会社（以下「発注者」という。）が行う「東北支社管内 無線 LAN 機器等設置業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものとし、本業務に係る「役務契約書」（以下、「契約書」という）について統一的な解釈及び運用を図るとともに、本業務に係る必要事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものとする。

1-2 用語の定義

契約書類に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「契約書類」とは、契約書第 1 条に規定する契約書及び仕様書等をいう。
- (2) 「仕様書等」とは、仕様書、入札（見積）者に対する指示書及びこれらを補足する書類をいう。
また、発注者がその都度提示した変更仕様書若しくは追加仕様書を含むものとする。
- (3) 「契約金額内訳明細書」とは、契約書第 3 条第 1 項の規定に基づき、契約金額の内訳を示したものをいう。
- (4) 「監督員」とは、契約書第 8 条第 1 項の規定に基づき、発注者が定め受注者に通知した者をいう。
- (5) 「主任補助監督員」及び「補助監督員」とは、本仕様書 1-5-2 及び 1-5-3 の規定に基づき、監督員が定め受注者に通知した者をいう。
- (6) 「履行責任者」とは、契約書第 9 条第 1 項の規定に基づく履行責任者として、受注者が配置し発注者に通知した者をいう。
- (7) 「完了検査」とは、契約書第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、業務の完了を確認するために行う検査をいう。
- (8) 「検査員」とは、契約書第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、「完了検査」を行うために発注者が定めたものをいう。
- (9) 「指示」とは、監督員が受注者に対し、本業務の実施に必要な方針、事項等について書面により示し、実施させることをいう。
- (10) 「承諾」とは、契約書類で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
- (11) 「協議」とは、書面により業務の内容又は取扱い等について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (12) 「提出」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し業務の実施等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (13) 「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し業務の実施等に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (14) 「報告」とは、受注者が監督員に対し、業務の進行状況等を必要に応じて書面により知らせることをいう。
- (15) 「通知」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し本業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (16) 「連絡」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し本業務に関する事項について、口頭、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により知らせることをいう。なお、後日

書面による連絡内容の伝達は不要とする。

(17) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、速やかに有効な書面を作成するものとする。

(18) 「参考」とは、契約書類に含まれない図書で、発注者及び受注者を拘束するものではない。

1-3 契約書類の解釈

契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一つによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

1-4 日数等の解釈

契約書類における期間の定めは契約書第1条第10項の規定によるものとするが、履行期間以外の日数の算出に当たっては、12月29日から翌年1月3日までの期間、5月3日から5月5日までの期間及び8月13日から8月15日までの期間の日数は算入しないものとする。

1-5 監督員、主任補助監督員及び補助監督員

1-5-1 監督員

契約書第8条第1項の規定に基づく本業務の監督員は、東北支社 総務課長とする。また、契約書第8条第1項第5号の規定に基づき監督員に委任した権限は次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 契約書第11条の規定に基づき行う報告の受理及び確認
- (2) 契約書第12条の規定に基づき行う報告の受理、調査若しくは検査及び指示
- (3) 契約書第13条の規定に基づき行う貸与品等の取扱い
- (4) 契約書第14条の規定に基づき行う仕様書等の変更
- (5) 契約書第15条の規定に基づき行う業務の全部または一部の一時中止の指示
- (6) 契約書第17条の規定に基づき行う履行期間の変更の請求
- (7) 契約書第20条第2項の規定に基づき行う通知の受理及び第3項の規定に基づき行う

臨機の措置の請求書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

1-5-2 主任補助監督員

監督員は、自己を補助させるために主任補助監督員を定め、自己の権限とされる事項のうち監督員が必要と認めた権限を委任することができるものとする。この場合において、監督員は主任補助監督員の氏名を受注者に通知するものとし、委任した権限の内容は下記に示すものとする。なお、主任補助監督員を変更したときも同様とする。

仕様書の条項	項目	内容
1-11	打合せ	打合せ及び業務等打合簿の受領
1-12-1	立会い及び検査	本業務の実施における立会いまたは検査
1-12-2	監督員の検査権等	業務状況の確認のための現場立入り及び立会いまた

		は検査
1-2-1	成果品	成果品に関する指示
2-4-1	資料の貸与	図書及び関係書類の提出先及び情報の貸与
2-4-2	資料の返却	図書及び関係書類の提出先及び情報の返却先
2-4-5	資料の取扱い及び管理	漏えい、滅失または毀損した場合の報告先、ファイル転送サービスの指定
3-3-1	ケーブル類	ケーブル色の決定、ケーブルタグ記載内容の指示
3-3-2	ラック	PoE スイッチのラック設置位置の協議
4-4-1	無線 LAN 機器等の設定 情報の貸与	情報の提供
4-4-4	ユーザ登録等	ユーザ登録に必要な情報の通知、受注者では実施できないユーザ登録
4-6-2	LAN 配線作業の実施	PoE スイッチの接続対向先となる既設ネットワークスイッチの指定
4-7-2	搬入・設置作業の実施	搬入経路上の養生処理の指示、梱包品の要・不要の判断
4-8	総合テスト（発注者環境）	総合テスト項目の実施
4-10	成果品	電磁記録媒体の受領

1-5-3 補助監督員

監督員は、自己又は主任補助監督員を補助させるために補助監督員を定め、自己又は主任補助監督員の権限とされる事項のうち監督員が必要と認めた権限を委任することができるものとする。

この場合において、監督員は補助監督員の氏名並びに発注者が監督業務の一部を第三者に委託した場合は、その者の所属会社名及び氏名を受注者に通知するものとし、委任した権限の内容は下記のとおりとする。

仕様書の 条項	項目	内容
1-1-2-2	監督員の検査権等	業務状況の確認のための現場立入り及び立合いまたは検査
3-3-1	ケーブル類	ケーブル色の決定、ケーブルタグ記載内容の指示
3-3-2	ラック	PoE スイッチのラック設置位置の協議
4-4-1	無線 LAN 機器等の設定 情報の貸与	情報の提供
4-4-4	ユーザ登録等	ユーザ登録に必要な情報の通知、受注者では実施できないユーザ登録
4-6-2	LAN 配線作業の実施	PoE スイッチの接続対向先となる既設ネットワークスイッチの指定

4-7-2	搬入・設置作業の実施	搬入経路上の養生処理の指示、梱包品の要・不要の判断
4-8	総合テスト（発注者環境）	総合テスト項目の実施

1-6 履行責任者等

1-6-1 履行責任者

本業務の遂行にあたり、契約書第9条第1項の規定に基づき設置する履行責任者は、受注者に所属し日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）で、原則として履行期間を通して配置しなければならない。

なお、配置する履行責任者の通知は、契約締結後14日以内に「履行責任者届（様式第1-1号）」により行うものとし、履行責任者を変更したときも、同様とする。

1-6-2 作業責任者

受注者は、本業務の実施において、業務の管理を行う作業責任者を定めなければならない。

作業責任者は受注者に所属し、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）で、現場作業が発生する場合は、履行場所に立ち会わなければならない。

作業責任者の通知は、契約締結後14日以内に「作業責任者届（様式1-1号）」により行うものとし、作業責任者を変更したときも、同様とする。

なお、履行責任者が作業責任者を兼ねることができるものとする。

1-7 提出書類

1-7-1 監督員を経由しない提出書類

契約書第8条第5項に規定する「仕様書等に特別の定めが置かれているもの」とは、次の書類をいう。

- (1) 契約書第3条の規定による内訳明細書
- (2) 契約書第4条の規定による承諾願
- (3) 契約書第10条第3項の規定による監督員又は主任補助監督員又は補助監督員に対する措置請求
- (4) 契約書大25条の規定による業務完了による受渡書
- (5) 契約書第26条第1項の規定による代金の支払いに係わる請求書
- (6) 契約書第28条第1項の規定による第三者による代理受理の承諾願
- (7) 契約書第40条第2項の規定による遅延利息の請求書
- (8) その他発注者の指定した書類

1-7-2 提出書類の様式

受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者又は監督員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

1-7-3 契約金額内訳明細書

契約書第3条に規定する「契約金額内訳明細書」は、「契約金額内訳明細書（様式第1-2号）」によ

り提出するものとする。

1-8 着手日等

1-8-1 着手日

受注者は、本仕様書に定めがある場合を除き、履行期間の開始日から15日（休日等を除く）以内に本業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、受注者が本業務の実施のため監督員と打合せを行うことまたは現場業務等を開始することをいう。

1-8-2 作業日

受注者は、本仕様書に定めがある場合を除き、夜間（22時から翌5時までの間をいう。）、土曜、日曜、祝日（振替休日を含む）、12月29日から翌年1月3日、5月3日から5月5日及び8月13日～8月16日の期間は、現場業務を行ってはならない。

やむを得ず現場業務を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した休日作業確認願を監督員に提出し、監督員の確認を得なければならない。

1-9 業務の再委任等

1-9-1 指定した主たる部分の再委任

契約書第6条第1項に規定する「指定した主たる部分」とは、本仕様書4-2に記載するプロジェクト管理及び4-3～4-9に記載する作業内容における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいい、受注者はこれを再委任することはできない。

1-9-2 軽微な部分の再委任

契約書第6条第3項に規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、電子納品の作成補助、消耗品購入及び資料整理作成業務等をいう。

1-9-3 その他の再委任

受注者は、前記1-9-1に規定する主たる部分以外の業務の一部を第三者に委任する場合は、契約書第6条第3項の規定に基づき、発注者に「再委任等承諾願（様式第1-3号）」を提出し、その承諾を得なければならない。ただし、発注者の承諾により受注者は契約上のいかなる責任又は義務を免れるものではない。

1-9-4 再委任等者の要件

受注者から業務の一部を委任された第三者は、発注者から「地域2（東北支社が所掌する区域）」において、取引停止措置中であってはならない。

1-9-5 再委任等者の管理等

受注者は、業務の一部を第三者に委任する場合、書面により契約関係を明確にしておくとともに、受注者の責任において業務を実施しなければならない。

1-10 受注者相互の協力

受注者は、関連する業務の受注者と十分に調整のうえ相互に協力し、本作業を実施しなければならない。関連する業務が発生する場合は、契約締結後に監督員より別途通知する。

1-11 打合せ

履行責任者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員と常に密接な連絡をとり、必要な段階で、十分な打合せを行うものとし、その内容を「業務打合簿（様式第1-4号）」により監督員に提出するとともに相互に記載事項について確認しなければならない。

打合せ場所は原則として本仕様書2-2のとおりとし、発注者が指定する Web 会議ツールでの開催も可能とする。

なお、打合せに関する費用については、関連する業務に含まれるものとし、別途計上しない。

1-1-2 立会い及び検査

1-1-2-1 立会い及び検査

受注者は、契約書類に従って、本業務の実施において監督員の立会いまたは検査を受けなければならない場合は、あらかじめ必要事項を記載した業務打合簿を監督員に提出し、監督員の立会いまたは検査を受けなければならない。

1-1-2-2 監督員の検査権等

監督員は、本業務が契約書類どおり行われているかどうかの確認をするために、いつでも本業務の現場に立入り、立会いし、または検査し得るものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

1-1-2-3 検査等に必要費用

監督員の立会いまたは検査に伴う準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用は、すべて受注者の負担とする。

1-1-2-4 立会い及び検査の省略

監督員は、本仕様書で定められた立会い及び検査を省略することができる。この場合において、受注者は自己の負担で、業務記録、写真等の資料を整備し、監督員の要求があった場合にはこれを提出しなければならない。

1-1-2-5 立会い及び検査の時間

立会い及び検査の時間は、本仕様書1-8-2で定める時間内とする。ただし、立会い及び検査を必要とするやむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りでない。

1-1-2-6 受注者の責任

受注者は、監督員の立会いを受け、または検査に合格した場合にあっても、契約書第2-4条及び第3-0条に規定する義務を免れないものとする。

1-1-3 履行状況報告

受注者は、契約書第1-1条の規定に基づく履行状況報告において、発注者が求めた場合は、速やかに応じるものとする。

1-1-4 業務の変更

1-1-4-1 業務の変更指示

監督員が、契約書第1-4条の規定に基づく業務内容の変更若しくは契約書第1-5条第1項及び第2項の規定に基づく業務の全部又は一部中止の指示を行う場合は、「業務指示簿（様式第1-5号）」によるものとする。

1-1-4-2 変更業務の施工

受注者は、業務の変更指示が行われた場合は、その指示に従って業務を実施しなければならない。

1-15 業務の一時中止に伴う増加費用の協議

- (1) 受注者は、業務の一時中止に伴い増加費用が生じた場合は、請求額を記した増加費用の請求書を発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、発注者が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 増加費用の額について、発注者からの協議書により受注者は「同意書（様式第1-6号）」を発注者に提出するものとする。なお、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知するものとする。

1-16 契約変更

1-16-1 契約変更

発注者と受注者は、次の各号に掲げる場合において、契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により著しく契約金額に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 業務履行上必要があると認める場合

1-16-2 契約変更書類の作成

契約変更を行うの場合において、受注者は、変更する契約書類を発注者所定の書式により作成し、記名押印の上、発注者に提出しなければならない。

なお、変更する契約書類は、次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 本仕様書1-14-1の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
- (2) 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済みの事項
- (3) その他発注者または監督員と受注者との協議で決定された事項

1-17 履行期間の変更

1-17-1 事前協議

事前協議とは、契約書第16条の規定に基づく履行期間の変更において、当該変更が履行期間変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する作業をいう。

1-17-2 事前協議の手続き

発注者は、業務の変更指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを併せて通知するものとし、受注者はこれを確認するものとする。

なお、受注者は、発注者からの通知に不服がある場合には、7日以内に異議を申し立てることができる。

また、受注者は、事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び契約書第15条の規定に基づき業務の一時中止を行ったものについて、延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を監督員に提出するものとする。

1-17-3 受注者からの履行期間延長の請求

受注者は、契約書第16条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、速やかに「履行期間変更協議書（様式第1-7号）」を発注者に提出するものとする。

1-18 完了検査

1-18-1 完了届

契約書第25条第1項の規定に基づく完了通知は、「完了届（様式第1-8号）」により行うものとする。

1-18-2 完了届提出の要件

受注者は、完了届を発注者に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 仕様書等（追加、変更指示も含む）に示す全ての作成が完了していること。
- (2) 検査員の請求した修補が完了していること。
- (3) 仕様書等により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 変更契約を行う必要が生じた場合においては最終変更契約を発注者と締結していること。ただし、契約書第19条に基づき契約金額の変更、増加費用、損害額について協議中のため、この変更契約を締結できない場合で契約期間に達した場合は、その部分を除く最終変更契約書が準備されていること。また、本仕様書1-18-7に記載する部分的な完了については、その部分が完了した時点の最新の契約書と読み替えるものとする。

1-18-3 検査日及び完了検査員名の通知

監督員は、業務の完了検査に先立って受注者に対して書面をもって、検査日及び完了検査員名を通知するものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。

1-18-4 検査の立会い

契約書第25条第2項の規定に基づく受注者の検査の立会いについては、発注者が必要と認めた場合のみ立ち会うものとし、立会いの有無については前項の検査日等の通知に併せて行うものとする。

1-18-5 完了検査の内容

完了検査は、業務の実施にあたって発注者に提出した書類を対象として契約書類と対比し、検査員が検査を行うものとする。

1-18-6 軽微な修補の取扱い

(1) 修補の指示

検査員は、修補の必要があると認めた場合においても、その修補が軽微であると判断した場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。

(2) 修補の完了の確認

検査員が、修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は監督員が行うものとする。監督員は、検査員の指示どおり修補が完了したと認めた場合には、受注者に対して完了確認の通知書を交付するものとする。

(3) 修補が完了しない場合

検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、軽微な修補としての取扱いをやめ、発注者は、契約書第25条第2項の規定に基づき、検査の結果を通知するものとする。

(4) 検査完了期間の取扱い

前(2)により修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間を、また、前(3)により取扱いをやめた場合は、その指示の日から期限の日までの期間を、そ

れぞれ契約書第25条第2項に規定する期間に含まれないものとする。

(5) 検査結果の通知

監督員が、この軽微な修補の取扱いに基づき、検査員の指示した修補の完了を認め、受注者に完了確認の通知書を交付した場合においても、契約書第25条第2項の規定に基づき、発注者が行う検査結果の通知において、不合格とすることを妨げるものではない。

1-18-7 部分引き渡し・一部完了検査

(1) 成果品について、「2.調達に関する内容」に示す業務が完了したときについては、仕様書2-2に記載する設置場所の単位で、発注者が自身の業務のために必要と認めた場合は、前項までの各項を準用して、一部完了検査を行うことができるものとする（現時点における想定はないものとする）。この場合において、「業務」とあるのは「部分引渡しにかかる業務」、「完了検査」とあるのは「一部完了検査」、「代金」とあるのは「部分引渡しに係る代金」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を準用する。

(2) 受注者は、一部完了検査に合格した場合には、部分引渡しに係る代金の支払を請求することができる。

1-18-8 受渡書の提出

受注者は、完了検査又は一部完了検査に合格し完了認定又は一部完了認定の通知を受けたときは、速やかに「受渡書（様式第1-9号）」を発注者へ提出しなければならない。

1-19 代金の支払い

発注者は、契約書第26条第1項の規定に基づき代金の支払請求を行う場合には、消費税法に基づく消費税及び地方消費税を適用するものとし、発注者は契約書第26条第1項に規定された代金を受注者が指定する金融機関（日本国内の本支店）の口座に振り込むものとする。

1-20 遅延日数の算定

契約書第39条第5項に規定する「遅延日数」は、次式により算定するものとする。

$$\cdot \text{遅延日数} = (\text{完了届受領日} - \text{契約履行期間日}) + (\text{修補の完了届受領日} - \text{不合格の通知日})$$

なお、不合格の通知日及び修補の完了届受領日は、それぞれ契約書第25条第2項及び第5項に規定するものをいい、本仕様書1-18-6に規定するものは含めないものとする。

1-21 成果品

成果品の作成及び提出に当たっては、本仕様書4-10に示す事項及び監督員の指示に従って行うものとする。

1-22 業務実施中の安全の確保等

受注者は、本業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、「業務中事故報告書（様式第1-10号）」を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

1-2-3 契約不適合責任

1-2-3-1 欠陥の調査

受注者は、契約書第4-1条に規定する契約不適合責任期間に欠陥が出現した場合において、発注者がその欠陥の原因の調査をすることを指示された時は、これに従わなければならない。

1-2-3-2 欠陥の原因の調査に要する費用の負担

前記1-2-3-1に示す欠陥の原因の調査に要する費用は、契約書第3-0条、第3-2条又は第3-9条の規定に基づき受注者の費用で成果品を修補する場合、受注者が代替物の引渡しをする場合、受注者が損害賠償を負担する場合、受注者が代金を減額する場合又は発注者が契約解除した場合を除き、発注者の負担とする。

1-2-4 秘密の保持

1-2-4-1 目的

本業務の遂行のため、知り得た秘密情報及び個人情報の取扱いに関して、以下の通り定めるものとする。

1-2-4-2 定義

秘密保持に関する定義は、下記の各項目の定めるところによる。

(1) 「秘密情報」とは、業務の遂行上知り得た情報で、公知でないものをいう。

(2) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、最終改正令和2年6月12日法律第44号）第2条第1項に規定されたものをいう。

(3) 「秘密情報」及び「個人情報」は、文章・図画・電磁的記録等の保存媒体の如何を問わない。

1-2-4-3 情報の明示

発注者及び受注者は、秘密情報及び個人情報を本業務の遂行のために相手方に提供する場合は、当該情報を特定し、秘密情報または個人情報であることを明示しなければならない。

1-2-4-4 目的外の使用の禁止

本業務の遂行のために提供された秘密情報及び個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

1-2-4-5 取得の制限

受注者は、本業務の遂行に当たり個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

1-2-4-6 適切な管理

(1) 本業務の遂行に当たり知り得た秘密情報及び個人情報について、善良なる管理者の注意をもって、漏えい、滅失または毀損の防止その他の適切な管理に必要な措置を講じるものとする。

(2) 受注者は、本業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、(1)の措置を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。

(3) 監督員が求めた場合、受注者は「管理に必要な措置」について定めた文書を発注者に提示するものとする。

1-2-4-7 利用者の制限

受注者は、本業務の実施のために開示または提示された秘密情報及び個人情報について、本業務の実施に必要と認められる従事者以外に開示または提供してはならない。

1-24-8 資料の持出しの禁止

秘密情報及び個人情報、物的移動（複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む）や磁気的・電子的・ネットワーク的移動等の方法を問わず、無断で持出してはならない。

1-24-9 複写または複製の禁止

受注者は、本業務を実施するために、発注者から引き渡された秘密情報及び個人情報が記録された資料等を複写、複製または加工してはならない。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けたときは、この限りではない。

1-24-10 守秘義務

本業務の実施上知り得た秘密情報及び個人情報を他に開示・漏えいしてはならない。

ただし、下記の各項目に該当するものは、この限りでない。

- (1)この契約への違反によらずに公知であるか、または入手後公知となった情報
- (2)相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報
- (3)本業務と無関係に、当事者が知っていた情報
- (4)相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報
- (5)法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

1-24-11 履行期間完了後の取扱い

本業務の履行期間完了後、速やかに、秘密情報及び個人情報が記載または記録された文書、図画、電磁的記録等の媒体（複写物及び複製物を含む。）を返還するとともに、返還が不可能または困難な媒体及び受注者の記録装置に複写された電磁的記録は、監督員の指示に従って、当該媒体等を再生不可能な状態に消去または廃棄する。

秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、履行期間終了後もなお、有効とする。

1-24-12 第三者への委託等について

受注者は、発注者の承諾がない限り、秘密情報又は個人情報の処理に係る業務の一部を第三者に委任または請け負わせてはならない。なお、発注者の承諾を得て本業務の一部を第三者に委任した場合には、受注者は当該第三者に対して、秘密情報及び個人情報に係る秘密保持について、本業務における受注者の義務と同様の義務を負わせるものとする。

1-24-13 調査及び報告

発注者は受注者に対し、秘密情報及び個人情報の管理状況の調査を目的として、必要な範囲で本業務の履行場所に立ち入り、調査を行うことができる。

受注者は、監督員から秘密情報及び個人情報の管理状況について報告を求められたときには、速やかに必要事項を報告しなければならない。

1-24-14 事故時の対応

受注者は、秘密情報及び個人情報の不正使用、漏えい、滅失または毀損その他の事故が発生した場合には、直ちに監督員に報告し、その対応について協議するものとする。なお、監督員は、受注者に対し問題の対処に必要な措置を求めることができる。

1-24-15 事故時の責任分担

受注者の責に帰すべき事由により、秘密情報及び個人情報の不正使用、漏えい、滅失または毀損その他の事故が発生し、これにより発注者または第三者への損害が生じた場合は、受注者は、発注者または第三者に対し、その損害について賠償の責を負うものとする。

1-24-16 紛争中における発注者、受注者の義務

- (1) 受注者は、契約書第43条の規定に基づく手続きを行った場合においても、業務を継続しなければならない。
- (2) 前記の場合で、契約変更を必要とするときは、発注者及び受注者は、発注者が定めた規定に従い、受注者は不服がある旨を明記して契約変更の締結を行うものとする。
- (3) 業務が完了した場合、前記変更契約書に基づき、契約書第25条の規定に基づく検査及び引渡し及び契約書第26条に基づく代金の支払を行うものとする。

1-25 関係法令及び条例の遵守

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たっては、すべての関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、本仕様書等が関係諸法令及び条例に不相当である場合や、矛盾していることが判明した場合は、直ちに書面にて監督員に報告し、その確認を求めなければならない。

1-26 著作権の譲渡等

著作権等については、契約書第5条及び第7条の各項によるもののほか、下記のとおりとする。

- (1) 受注者は、発注者の権利を確保するため、成果品の制作に関連する一切の所有権、著作権（著作者人格権を含む）、著作隣接権、制作関係者の権利等についてのすべての権利処理を自己の責任と負担において行うものとする。
- (2) 受注者は、成果品の制作業務に関わった者（以下「制作関係者」という。）に対して、成果品に関し著作者として著作者人格権を行使しない旨を明示した「制作関係者誓約書（様式第1-11号）」に署名させ、発注者に提出しなければならない。
- (3) 成果品中に既存の著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受注者は速やかに発注者に申し出るものとし、その権利処理について前項と同様の義務を負うものとする。本項にいう既存著作物に関する「権利処理」とは、以下の事項について権利者の書面による合意を得ることをいう。
 - 1) 成果品に含まれる既存著作物の著作権その他一切の権利は発注者に完全かつ単独に帰属すること。
 - 2) 1)の場合において単独に帰属させることができない場合は、無償で使用許諾を受けること。
 - 3) 既存著作物の著作者は、成果品において既存著作物が使用される限りにおいては、発注者（発注者から著作物使用許諾を受けた者を含む。）に対し著作者人格権を主張しないこと。
 - 4) 受注者は、成果物が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証する。
 - 5) 成果物につき第三者との間で知的財産権に関するクレーム・紛争が生じた場合は、受注者は自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、また発注者が被った被害を補償する。
 - 6) 受注者は、発注者が成果品の内容を二次使用するときはこれに同意するものとする。

1-27 電磁的記録媒体等の取扱い

本業務の情報等を電磁的記録媒体等へ保存する際には、DVD-R等で追記不可の措置を行ったうえで、入退室制御装置等で制御された区画に保管すること。

なお、DVD-RW等の追記可能な媒体は使用してはならない。また、廃棄する場合には物理的に破壊または破砕すること。電磁的記録媒体等を送付する場合には暗号化し、物理的破損から保護するため、

堅固なケース等に入れて送付すること。

1-28 身分証明書の携行

受注者は、本仕様書2-2で定める場所で作業を実施する際は、身分証明書を携行するものとする。

1-29 諸経費等

1-29-1 諸経費

諸経費とは、当該業務を履行するために直接必要な費用以外で、消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいい、本業務の遂行にあたり必要となる受注者の人件費、諸手当等の費用はすべて関連する業務に含むものとする。

1-29-2 交通費・日当・宿泊費

交通費・日当・宿泊費とは、業務の実施に当たり必要となる現地踏査、打合せ及び現場業務に係る交通費・日当・宿泊費のうち、消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいい、本業務の遂行にあたり必要となる交通費、日当、宿泊費については、すべて関連する業務に含むものとする。

1-30 指示等及び協議の書面主義

- (1) 契約書第2条第1項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、口頭で指示等を行った日の翌日から7日以内にこれを相手方に交付する。
- (2) 発注者及び受注者は、契約書の各条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を「業務打合簿（様式第1-4号）」に記録する。

1-31 疑義等の措置

本仕様書に定めのない事項、又は疑義等が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

2 調達に関する内容

2-1 調達概要

本業務は、発注者が運用管理している既存の無線 LAN コントローラ管理の下、無線 LAN を利用可能となるよう無線 LAN アクセスポイント及び PoE スイッチ等（以下「無線 LAN 機器等」という。）を購入し設置するものであり、本業務により以下の調達を行う。なお、無線 LAN 機器等の設置後の保守及び SE サポートは不要である。

- (1) 本仕様書 3 に記載する仕様を満たす無線 LAN 機器等の調達
- (2) 本仕様書 4 に記載する無線 LAN 機器等の設定及び設置作業

2-2 設置場所

受注者は、本業務に係る無線 LAN 機器等を、各拠点に搬入、設置を行うものとする。無線 LAN 機器等毎の設置場所は、本仕様書 3 を参照すること。

なお、設置場所の詳細については、契約締結後に監督員より提示するものとする

設置場所	住所
東北支社道路管制センター	宮城県仙台市青葉区郷六字庄子 39-1
仙台工事事務所	宮城県仙台市若林区清水小路 6 の 1 東日本不動産仙台ファーストビル 10 階
横手工事事務所	秋田県横手市駅西 2 丁目 3 番 22 号
青森管理事務所 鹿角分室	秋田県鹿角市十和田錦木字赤沢田 19
盛岡管理事務所	岩手県盛岡市羽場 11 地割 66
仙台管理事務所	宮城県仙台市青葉区郷六字庄子 40
福島管理事務所	福島県福島市飯坂町平野字前原 11
郡山管理事務所	福島県郡山市喜久田町字下尾池 1
八戸管理事務所	青森県八戸市北白山台 5 丁目 5 番 1 号
秋田管理事務所	秋田県秋田市上北手古野字大繋沢 30 の 2
秋田管理事務所（旧横手管理事務所）	秋田県横手市柳田字大谷地 26-11
仙台東管理事務所	宮城県仙台市若林区六丁目字南 99 番 1
山形管理事務所	山形県山形市千石 91
鶴岡管理事務所	山形県鶴岡市小淀川字谷地田 90
いわき管理事務所	福島県いわき市好間町北好間字丸田 17 の 1
会津若松管理事務所	福島県会津若松市町北町大字始字屋敷 66

2-3 履行期間

- (1) 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和 8 年 4 月 30 日までとする。
- (2) 受注者は、本仕様書に記載する無線 LAN 機器等の設定及び設置作業を 2-3(1)の履行期間までに完了し、本仕様書 4-10 に記載の成果品の作成も含めたすべての作業を完了させるものとする。
- (3) 世界的な半導体不足の影響等、受注者の責めに帰することができない事由による無線 LAN 機器等の製造・入荷の遅れにより、履行期間までにすべての作業を完了することができない場合、受

注者は発注者に対し、その理由を明示した書面を通知のうえ、履行期間の延期に伴う契約の変更について、発注者と協議することができるものとする。

- (4) 受注者は本仕様書 2-3(2)に記載のすべての作業の完了が履行期間より 1 ヶ月以上早めることができる場合、発注者に対し、その理由を明示した書面を変更する履行期間の 1 ヶ月前までに通知のうえ、本仕様書 2-3(1)に記載の期間の前倒しに伴う契約の変更について、発注者と協議することができるものとする。

2-4 資料等の貸与及び返却・消去

2-4-1 資料等の貸与

監督員は、以下に示す業務の実施に必要な物品・機材及び文書等を履行期間中受注者に貸与する。受注者は、貸与品の借用・使用にあたっては、使用目的を明確にしたうえで、その旨を記載した「資料・情報の貸与・使用申請書（様式第 2-1 号）」を監督員に提出する。

No.	貸与品	種類	備考
1	作業用端末	物品・機材等	発注者環境での構築作業やテストに必要な端末
2	配置図		
3	詳細設計書（サンプル）		
4	単体テスト仕様書兼結果報告書(サンプル)		
5	総合テスト仕様書兼結果報告書(サンプル)		
6	その他		契約締結後、必要と認められた場合、監督員と協議のうえ、貸与することがある

2-4-2 資料等の返却・消去

受注者は、貸与された物品・機材及び文書等の必要がなくなった場合は、ただちに監督員に返却又は消去するものとする。

返却又は消去の際は、その旨を記載した「資料・情報の返却・消去届出書（様式第 2-2 号）」を監督員に提出する。

2-4-3 資料等の修復

受注者は、貸与された物品・機材及び文書等を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

2-4-4 資料等の守秘義務

受注者は、本仕様書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

2-4-5 資料の取扱い及び管理

受注者は、貸与された図書及び関係資料等については、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、申請目的以外に使用してはならない。万一、漏えい、滅失または毀損した場合は、直ちに監督員に報告し、受注者はその責を負うものとする。

また、本業務で得られた情報、操作ログ等の一切のデータ等については、日本国内のみで取り扱うこととし、クラウドサービス等のインターネット上のサービスにて取扱わず、必ず受注者の責任において専用の端末内又は電磁的記録媒体に暗号化するなどして厳重に保管すること。

なお、ログ等の採取及び授受において、その容量の大きさから一時的にクラウド上の記憶領域に保管する場合は、監督員が指定するファイル転送サービスを使用すること。

2-4-6 情報の廃棄

受注者は、本業務の契約終了後、本業務の納入物件を除き、全ての情報は、受注者において責任のある者の管理の下で廃棄しなければならない。

3 無線 LAN 機器等に関する内容

3-1 無線 LAN 機器等の名称及び数量

本業務において受注者が納入する無線 LAN 機器等は別表 1 のとおりとする。

受注者は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）」第六条に基づく基本方針に記載のある製品について、規定する基準を満たすものを納入するものとする。ただし、グリーン購入法に該当する製品が存在しない場合においては、グリーン購入法に非該当の製品も、納入機器として認められるものとする。

3-2 無線 LAN 機器等の仕様

本業務で納入する無線 LAN 機器等の仕様は以下のとおりとする。当社の無線 LAN 環境は、既設の無線 LAN コントローラにて無線 LAN アクセスポイント及び PoE スイッチを一元管理しているため、本調達機器も同じコントローラで一元管理を行うものとする。そのため、既設の無線 LAN コントローラとの適合性及び親和性を考慮し、表 3-2-1～3-2-2 に示す機種を納入するものとする。

なお、既設の無線 LAN コントローラは以下の機種である。

無線 LAN コントローラ：シスコシステムズ社製 Catalyst 9800 シリーズ（DNA Center 導入済）

3-2-1 無線 LAN アクセスポイント

表 3-2-1：無線 LAN アクセスポイントの仕様

項目	諸元等
必要スペック	無線LAN規格：IEEE802.11n、IEEE802.11ac 及びIEEE802.11ax に対応可能なこと 周波数帯：2.4GHz帯及び5GHz帯（同時使用可能） 1つのアンテナで2.4GHz又は5GHzに対応するものを実装していること LANインタフェース：100、1000、2500マルチギガビット・イーサネット×1以上実装していること ストリーム：4空間ストリームの4×4MIMO に対応すること 暗号化：AES、WPA2、802.11i、WPA3に対応すること 認証：802.1xに対応すること 受電：本業務内で調達する「PoEスイッチ」にて、PoE+（IEEE 802.3at 準拠）による電力受電が可能であること 一元管理：当社既設無線LANコントローラにて、射出電波等の一元管理が可能なこと 【参考型番：シスコシステムズ社製 C9120AXI-Q】
その他	・屋内の天井、又は壁面に対して、無線LANアクセスポイントを設置するための取付け金具を付属すること。なお、取付け金具は標準品を想定するものとし、契約締結後の現地調査の結果、特殊な取付け金具でないと設置できない場合は、監督員と別途協議することができるものとする。 ・発注者が運用管理している既存の無線LANコントローラからファームウェアの更新やパッチ適用、アシユアランス機能等を利用可能にするため、5年分のサブスク

項目	諸元等
	リプションライセンス（参考型番：AIR-DNA-A-5Y）の登録を、仕様書4-4-4に基づき実施すること

3-2-2 PoE スイッチ

表 3-2-2：PoE スイッチの仕様

項目	諸元等
必要スペック	<p>構造：ラックマウント可能であること。（取付ベース・金具によるマウントでも可）</p> <p>イーサネットポート数：本業務にて調達する「無線LANアクセスポイント」の数量に、上位スイッチとの接続数：1を加えた数量以上を有すること。ただし、上位スイッチとのイーサネット接続には、アップリンクポートを使用しても良いものとする。</p> <p>必要能力：ポートごとに1000BASE-Tインタフェースに対応すること</p> <p>管理プロトコル：SNMP（v1、v2、v3）に対応すること</p> <p>遠隔制御：Telnet及びSSHによるリモートアクセス機能を有すること</p> <p>給電能力：本業務にて調達する「無線LANアクセスポイント」に対し、PoE+（IEEE802.3at 準拠）による電力給電が可能であること。</p> <p>一元管理：発注者が運用管理している既設機器（シスコシステムズ社製 DNA Center アプライアンス）によるファームウェアの更新やパッチ適用等が可能であること。</p> <p>【参考型番：シスコシステムズ社製 C9200Lシリーズ、C9200CX】</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務にて調達するPoEスイッチについては、調達時点において、本業務で調達する「無線LANアクセスポイント」への給電及び上位ネットワークとの接続以外に目的がないことに留意し、設置場所ごとに可能な限りポート数の少ないスイッチを選定すること。 ・イーサネット接続においては、「表 3-3-1：LAN ケーブルの仕様」に示すLAN ケーブルを用いること ・ラックマウントキット及びビス等の金具を付属すること ・外気に直接触れる場所に設置する場合、空きポートには、防塵保護カバーを取り付けること ・発注者が運用管理している既設機器（シスコシステムズ社製 DNA Center アプライアンス）からファームウェアの更新やパッチ適用等をするため、5年分のサブスクリプションライセンス（参考型番：C9200L-DNA-E-24-5Y）の登録を、仕様書4-4-4に基づき実施すること

3-3 その他

3-3-1 ケーブル類

- (1) 機器接続に必要なケーブル類（LAN ケーブル、電源ケーブル等）は、本業務に含むものとし、必要な本数を必要な長さで用意すること。
- (2) ケーブル類の両端に接続元と接続先を記載したケーブルタグを設置すること。ケーブルタグの記

載内容については、監督員から指示するものとする。

なお、電気ケーブルについてはコンセント側にのみケーブルタグを取り付けること。

- (3) LAN ケーブルの仕様は以下のとおりとし、ケーブルの色に関しては契約締結後、監督員と協議の上、決定するものとする。

表 3-3-1 : LAN ケーブルの仕様

項目	諸元等
LANケーブル	<ul style="list-style-type: none">・ UTPケーブルであること・ カテゴリ6以上に対応すること・ LANコネクタはツメ折れ防止の処置がなされていること

3-3-2 ラック

本仕様書 2-2 に示す設置場所に無線 LAN 機器等を設置するためのラックは、発注者が用意する。

ただし、機器の設置に必要な金具類は本業務に含まれるものとして受注者が用意すること。

なお、無線 LAN 機器等のラック搭載位置は、ラック内の使用可能なスペースで適切な配置となるよう無線 LAN 機器等の設置位置を監督員と協議のうえ、決定するものとする。

3-4 無線 LAN 機器等の納品検査

受注者は納入した無線 LAN 機器等について、本仕様書 4-4-3 に記載する無線 LAN 機器等の設定前までに表 3-2-1 ~ 3-2-2 及び 3-3-1 に示す仕様その他について、本仕様書 1-1-2 に規定する監督員の検査を受けるものとする。

4 無線 LAN 機器等の設定及び設置作業

本業務の無線 LAN 機器等の設定及び設置作業（以下、「本作業」という。）における発注者及び受注者の作業内容は、以下のとおりとする。

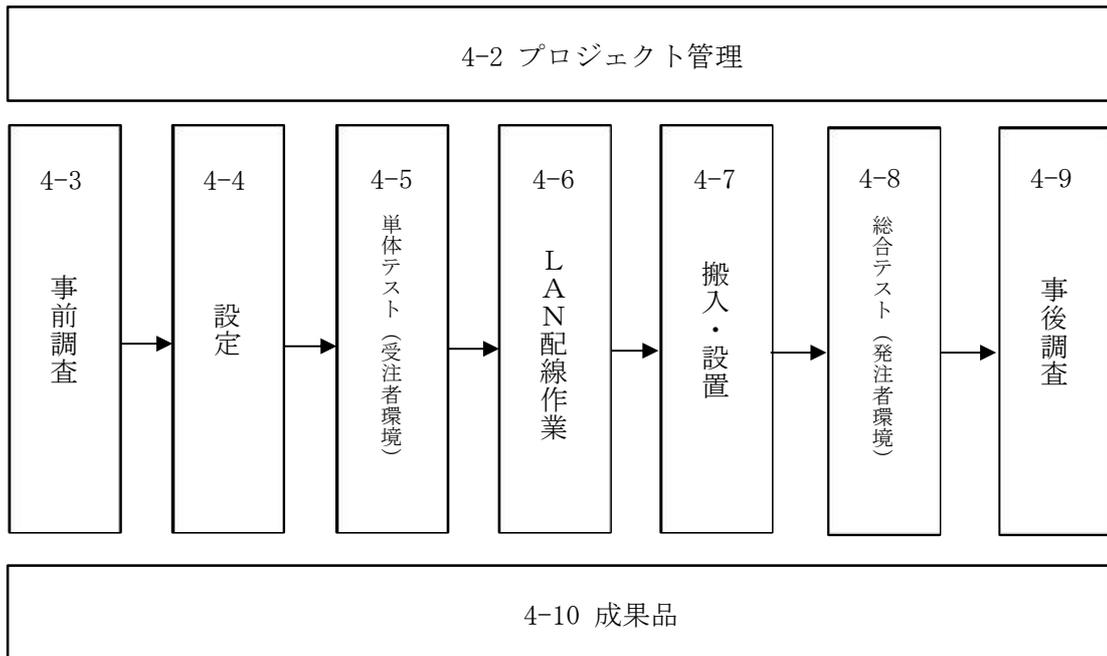
受注者は、本仕様書 4-3 の事前調査については、平日 9 時から 17 時の間に行うものとし、本仕様書 4-6～4-9 に定める、現地で実施する各作業については、休日の 9 時から 17 時の間に行うことを原則とするが、契約締結後の現地との調整等の結果、発注者の責に帰する理由により休日や夜間といった想定の間時間帯以外での作業となる場合があり、この場合、受注者は、別途協議することができるものとする。

なお、本業務における設置場所については、いずれも本業務で接続するネットワークで直接使用するための無線 LAN 機器等は未導入である。

4-1 本作業の目的・範囲

本作業は、本仕様書 3 の仕様を満たす無線 LAN 機器等について、受注者が設定及び設置作業を行うことにより、発注者の環境において適切に動作させることを目的とする。

なお、本作業における作業範囲は以下のとおりとする。



4-2 プロジェクト管理

4-2-1 作業計画書

受注者は、本作業の実施に先立ち、履行期間までの以下の項目を含む作業計画書を、契約締結後 30 日以内に監督員に提出のうえ承諾を得るものとする。

- (1) 作業概要
- (2) 作業工程表【WBS】(工程名、作業項目、担当、期間、(予定・実績))
- (3) 作業体制図(様式第3-1号)
- (4) 無線 LAN 機器等の発注内容を証明する書面(現地調査前に受注者が発注する数量のみ)

「無線 LAN 機器等の発注内容を証明する書面」とは、受注者が、仕様書3に記載の無線 LAN 機器等の納入に必要な発注手続きを行った内容が確認できる書面をいう。オンライン上の処理となる場合は、オンライン上のハードコピー等の印刷物により代替可能である。当該発注内容を証明する書面に、商流等において関係する他企業の情報や発注金額の情報等、発注者への開示が困難な情報については、黒塗り処理を行ってもよいものとする。ただし、情報の修正、加筆等は行ってはならない。

- (5) その他必要事項

4-2-2 進捗報告

受注者は、作業計画書に基づく進捗管理を行い、監督員が進捗報告を求めた場合には、速やかに応じるものとする。また、作業が遅延すると予想される場合、又は遅延が発覚した場合には、速やかに原因と遅延の状況、対策を監督員に報告する。

4-2-3 課題報告

受注者は、本作業を進める中で発生した懸念事項、問題、課題等の原因、対策及び解決策等を課題管理表に整理し、監督員に報告するものとする。

4-3 事前調査

4-3-1 設置場所に係る事前調査

受注者は、無線 LAN 機器等の設置に先立ち、設置する場所を事前に調査し、設置に係る以下の資料を作成し、監督員に提出のうえ承諾を得るものとする。

事前調査は無線 LAN 機器等の設置・LAN 配線に係る調査に加え、電波環境調査も行う。

調査の結果、本仕様書2-4-1に示す貸与品 No.2 配置図の情報に対して無線 LAN アクセスポイントの台数・設置位置及び LAN 配線位置に変更が発生する場合は発注者と別途協議する。

- (1) 現場調査報告書(機器等の設置場所(必要なコンセント数及び消費電力を合わせて記載すること)、LAN 配線経路、必要となる付帯工事等、電波調査結果を記載したもの)
- (2) その他必要事項

なお、法令遵守のために必要となるその他の作業は想定していないが、受注者による事前調査の結果、アスベスト調査等、本業務の後続作業に先立って、法令遵守のために必要となる作業が判明した場合は、原則、受注者にて実施することとして、監督員と別途協議する。

4-4 設定

受注者は、無線 LAN 機器等の設定において、搬入・設置作業前に受注者の環境で設定できるものについては、事前に受注者の環境で実施するものとする。

4-4-1 無線 LAN 機器等の設定情報の貸与

監督員は、無線 LAN 機器等の設定に必要な情報を、契約締結後、以下のとおり受注者に提供するものとする。

- (1) ホスト名
- (2) ネットワーク情報
- (3) ドメイン名
- (4) 管理者 ID
- (5) 時刻同期
- (6) 無線 LAN コントローラ情報
- (7) アクセス制御リスト
- (8) VLAN インターフェース設定
- (9) その他必要事項

4-4-2 詳細設計

受注者は、本調達で納入する無線 LAN 機器等の各種パラメータ等を取りまとめた詳細設計書を作成し、監督員に提出のうえ承諾を得るものとする。

- (1) 詳細設計の対象とする無線 LAN 機器等は無線 LAN アクセスポイント及び PoE スイッチとする。
- (2) 各機器に搭載されている OS、ファームウェアはすべて最新又は適切なバージョンを適用するものとする。
- (3) 無線 LAN 機器等の詳細設計に記載する項目は下記のとおりとする。
 - 1) 基本設定（ホスト名、IP アドレスなどの基本設計内容）
 - 2) 無線 LAN 設定（無線 LAN 規格、暗号化方式、認証方式、チャンネル等の無線 LAN に関する設定内容）
 - 3) コントローラ設定
 - 4) 給電設定（PoE に関する設定内容）
 - 5) その他必要事項

4-4-3 無線 LAN 機器等の設定

- (1) 本仕様書 4-4-2 で作成した詳細設計書を基に設定作業を実施するものとする。
- (2) 設定作業中にパラメータ等の変更が生じた場合は、速やかに監督員へ報告の上、変更内容について承諾を得るものとする。また、変更した設計内容は詳細設計書へ反映するものとする。

4-4-4 ユーザ登録等

受注者は、予備機を含むすべての無線 LAN 機器等のベンダへのユーザ登録及びライセンス登録を受注者環境にて行うものとする。なお、ユーザ登録及びライセンス登録に必要な情報は、契約締結後、監督員より受注者に通知する。

ただし、受注者による登録が納入する無線 LAN 機器等の仕様上困難なものについては、発注者に必要情報を提供のうえ、発注者が実施する。

4-5 単体テスト（受注者環境）

4-5-1 単体テスト仕様書兼結果報告書の提出

受注者は、単体テスト作業の実施に先立ち、テスト仕様を記載した単体テスト仕様書兼結果報告書を監督員に提出のうえ承諾を得るものとする。

- (1) 単体テスト作業はすべて受注者環境で実施するものとする。
- (2) 単体テスト作業は本調達で納入する機器が正常に動作していることを確認するテストとする。
- (3) 単体テスト仕様書兼結果報告書には以下の項目を含めるものとする。
 - 1) 製品本体の状態確認
 - 2) ファームウェアバージョンの確認
 - 3) 管理 IP アドレスを付与し、PoE スイッチから無線 LAN アクセスポイントに給電した状態での管理 IP アドレス宛での PING 導通確認
 - 4) その他必要事項

4-5-2 単体テストの実施

受注者は、本仕様書 4-5-1 で作成した単体テスト仕様書兼結果報告書を元に受注者環境にて単体テストを実施し、テスト結果を記入した上で監督員に提出し、承諾を得るものとする。

4-6 LAN 配線作業

本仕様書 2-4-1 に示す貸与品 No.2 配置図の情報及び仕様書 4-3-1 に基づき実施した事前調査の結果を基に、本項の作業を行うこと。

4-6-1 LAN 配線作業計画書の提出

受注者は、LAN 配線作業を円滑に実施するため、体制とスケジュールを検討したうえで LAN 配線作業計画書を作成し、本仕様書 2-4-1 に示す貸与品 No.2 配置図の情報を基に LAN 配線作業を行う 14 日前までに監督員に提出するものとする。

- (1) LAN 配線作業計画書に記載する項目は以下を含むものとする。
 - 1) 作業概要
 - 2) 作業当日のスケジュール
 - 3) 作業体制、連絡先（車両情報（2t、4t）等。なお、計画書提出までに作業員や作業使用車両の候補が複数ある場合は、複数申請すること。）
 - 4) ケーブルタグの形式（接続先のホスト名の記載を想定）
 - 5) その他必要事項
- (2) 以下の作業は受注者の作業対象外とする。
 - 1) 本調達対象の無線 LAN 機器等と本調達対象外の機器（別紙 1 号「システム全体概要図」を参照すること）への結線

4-6-2 LAN 配線作業の実施

受注者は、LAN 配線作業計画書に基づき、発注者の立会いのうえ、LAN ケーブルを本仕様書 2-2 で指定する場所へ搬入し、LAN 配線作業を実施するものとする。

- (1) LAN 配線の区間は以下のとおりとする。
 - 1) 既設ネットワークスイッチ-PoE スイッチ間の配線
※ 既設ネットワークスイッチとは、PoE スイッチの接続対向先となる発注者が指定するネットワークスイッチを指す。
 - 2) PoE スイッチ-無線 LAN アクセスポイント間の配線
- (2) LAN 配線作業にあたっては以下を遵守し、作業を行うものとする。
 - 1) 配線は床下及び天井配線により敷設すること。
 - 2) フリーアクセスフロアでない等の事由により床下配線が行えない場合、床上での配線も可能

とする。ただし、動線や壁面などはモールによる保護を施し、LAN ケーブルを保護すること。

- 3) ループが発生しないように注意し、作業すること。
- 4) LAN 配線作業では既設ケーブルに注意し、作業すること。
- 5) 受注者は、契約締結後の事前調査の結果、LAN 配線作業の際に天井部及びフリーアクセスフロア等に対して開口部が必要な場合は、開口工事を行うこととし、この場合、別途協議するものとする。
- 6) 仙台工事事務所及び横手工事事務所については、賃貸物件であるため、作業にあたっては事前に監督員に遵守事項を確認し、それに従って作業を行うこと。

(3) 正常性確認の実施

受注者は、作業完了後、LAN ケーブルに対して正常性確認として導通チェック、断線有無等の確認を行うものとする。なお、試験に用いる機材は、受注者の負担で用意すること。

(4) 受注者は搬入・設置完了後、以下の内容を実施すること。

- 1) LAN 配線作業の際に発生する梱包品等の不要なものをすべて持ち帰るものとする。
- 2) 作業時の写真、計画・実績を取りまとめた LAN 配線作業結果報告書を作成し、監督員に提出するものとする。なお、作業時の写真は作業前、作業中及び作業完了の状態が確認できるものとする。
- 3) 無線 LAN 機器等のマウント時を想定したラック内作業（ケーブル配線、ケーブル結線）を行うこと。
- 4) ケーブル類を包縛するなどの整線措置を行うこと。
- 5) ケーブルの両端へ、接続元と接続先を記載したケーブルタグの取付けを行うこと。
- 6) 壁及び床貫通作業、作業箇所の清掃を行うこと。
- 7) 壁及び床貫通作業が必要な場合は耐力、防火、防音等に注意し、貫通箇所の適切な処理を行うこと。

4-7 搬入・設置作業

4-7-1 搬入・設置計画書の提出

無線 LAN 機器等を円滑に搬入・設置するため、受注者は実施体制とスケジュールを検討したうえで以下の内容を含む搬入・設置計画書を作成し、本仕様書 2-2 の設置場所への搬入・設置を行う 14 日前までに監督員に提出のうえ承諾を得るものとする。

- 1) 作業概要
- 2) 作業当日のスケジュール
- 3) 作業体制、連絡先（車両情報（2t、4t）等。なお、計画書提出までに作業員や作業使用車両の候補が複数ある場合は、複数申請すること。）
- 4) 機器情報一覧（無線 LAN 機器等の型番、シリアル番号、MAC アドレス等）
- 5) 無線 LAN 機器等設置場所(配置図へ記載)
- 6) ラベルの形式
- 7) ケーブルタグの形式（接続先のホスト名の記載を想定）
- 8) その他必要事項

なお、以下の作業は受注者の作業対象外とする。(別紙1号「システム全体概要図」を参照すること)

9) 新規機器(本調達)と既存機器への物理的な結線

10) ラックそのものの設置及び必要な電源の準備

4-7-2 搬入・設置作業の実施

受注者は、搬入・設置計画書に基づき、監督員の立会いのうえ、無線LAN機器等を本仕様書2-2で指定する場所へ搬入し、設置作業を実施するものとする。機器等を搬入する際は、監督員の指示に基づき搬入経路上の養生処理を行うこと。

なお、受注者は搬入・設置作業完了後、以下の作業を実施するものとする。

- (1) 無線LAN機器等を搬入する際に発生する梱包品のうち、監督員が不要と判断するものをすべて持ち帰るものとする。
- (2) マウント時のラック内作業(ケーブル配線、ケーブル結線、及び電源接続)
- (3) ケーブル類を包縛するなどの整線措置
- (4) 購入機器であることを示すラベル、機器名を示すラベルの貼り付け(ラベルは受注者の負担により作成すること)
- (5) ケーブルの両端へ、接続元と接続先を記載したケーブルタグの取付け
- (6) 作業時の写真、計画・実績を取りまとめた搬入・設置結果報告書を作成し、監督員に提出するものとする。なお、作業時の写真は作業前及び作業完了の状態が確認できるものとする。

4-8 総合テスト(発注者環境)

4-8-1 総合テスト仕様書兼結果報告書の提出

受注者は、総合テスト作業の実施に先立ち、テスト仕様を記載した総合テスト仕様書兼結果報告書を監督員に提出のうえ承諾を得るものとする。

- (1) 総合テスト作業はすべて発注者環境で監督員立会いのうえ実施するものとする。
なお、総合テストには監督員にて実施する項目も含まれる。
- (2) 総合テスト作業は本調達で納入する機器が発注者環境で正常に動作していることを確認するテストとする。
- (3) 総合テスト仕様書兼結果報告書には以下の項目を含めるものとする。
 - 1) 正常起動確認
 - 2) 既設ネットワーク機器との疎通確認
 - 3) 無線LANコントローラとの接続確認
 - 4) 障害試験(アクセスポイント停止時のローミング動作確認)
 - 5) 業務システム接続確認(監督員が実施)
 - 6) テストスケジュール
 - 7) その他必要事項

4-8-2 総合テストの実施

受注者は、総合テスト仕様書兼結果報告書を基に発注者環境にて総合テストを実施し、テスト結果を記入し、本仕様書1-12に規定する監督員の検査を受けるものとする。なお、テストに使用する端末は監督員が用意する。

4-9 事後調査

4-9-1 事後電波調査

受注者は、本仕様書4-8に示す総合テスト完了後、監督員立会いのうえ無線 LAN 機器等の電波環境に係る調査を実施する。

受注者は、無線 LAN アクセスポイント利用区域内の電波強度の調査結果をまとめた事後電波環境調査結果報告書を作成し、監督員に報告するものとする。

なお、無線 LAN の使用に支障をきたす等、本仕様書4-3-1に示す事前調査の電波環境調査結果と極端に異なる場合は、原因を調査し対応方針を報告のうえ、監督員と協議するものとする。

4-10 成果品

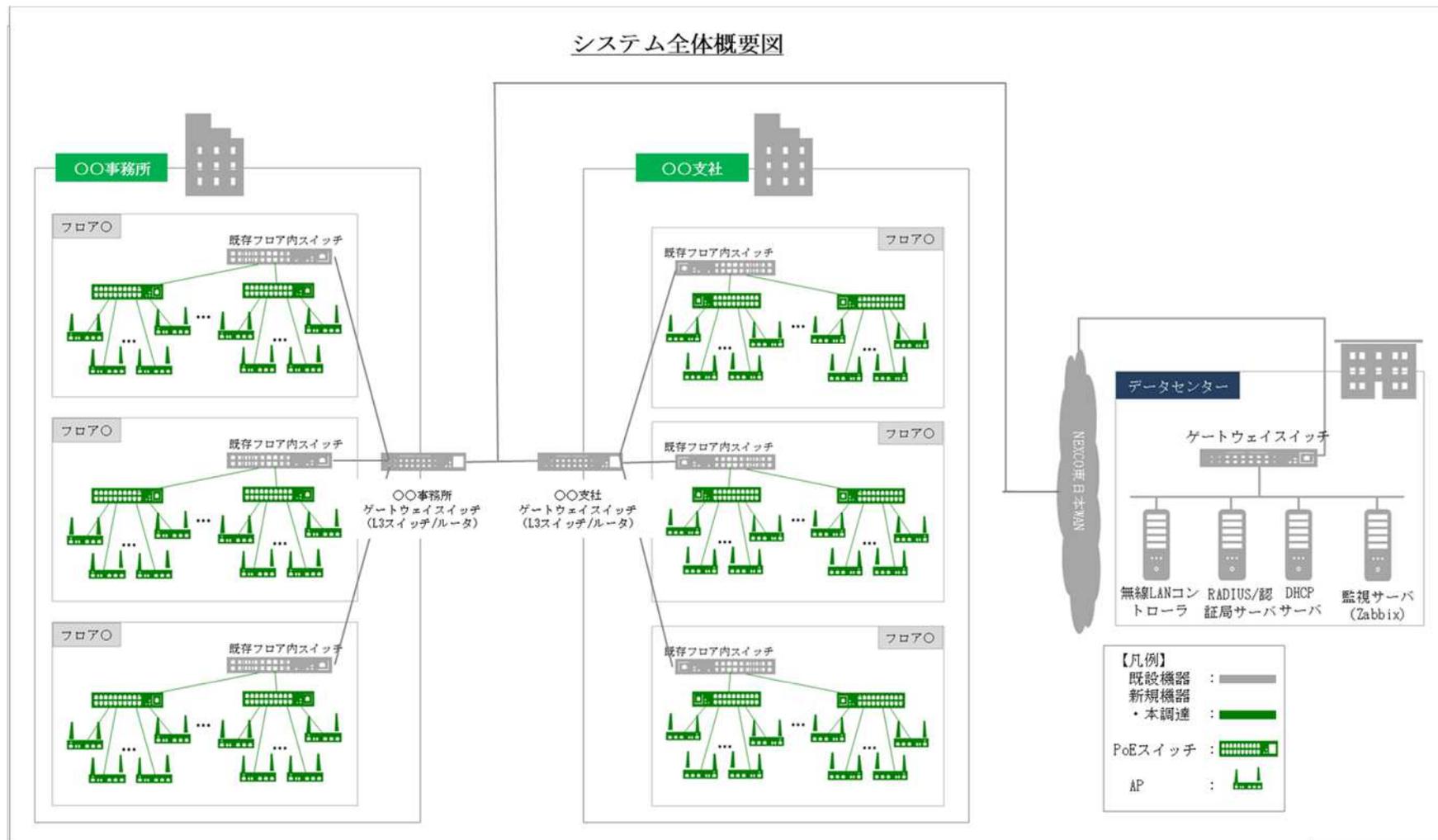
受注者は、以下の項目を収めた電磁的記録媒体（DVD-R）を2部作製するものとする。収録する成果品の構成項目毎にフォルダを分ける等閲覧しやすいようにし、原則 Microsoft Office（Word、Excel 等）で編集可能な形式で作成するものとする。

- (1) 作業計画書
- (2) 現場調査報告書
- (3) 詳細設計書
- (4) 単体テスト仕様書兼結果報告書
- (5) LAN 配線作業計画書
- (6) LAN 配線作業結果報告書
- (7) 搬入・設置計画書
- (8) 搬入・設置結果報告書
- (9) 総合テスト仕様書兼結果報告書
- (10) 事後電波環境調査結果報告書
- (11) ソフトウェア（※1）
- (12) 添付マニュアル等
- (13) 業務打合せ記録簿
- (14) その他業務上作成した資料

（※1）ソフトウェアライセンスまたはライセンス証書相当となる証明書並びにインストールメディア等を含む

なお、成果品である電磁的記録媒体（DVD-R）を提出する前にウイルスチェック等の実施により、マルウェア等の感染対策を実施しなければならない。ウイルスチェックに使用した製品及びバージョンについて、DVD-R の盤面等に記録すること。この時、ウイルスチェックに使用する製品の指定はない。また、電磁的記録媒体は、成果品を提出する1週間前までに監督員に提出し、監督員からの指摘があれば適宜修正すること。

以上



※図中のフロア名称並びに PoE スイッチ及び無線 LAN アクセスポイントの数量は参考とする。

※各設置場所の PoE スイッチ及び無線 LAN アクセスポイントの数量は本仕様書 3 無線 LAN 機器等に関する内容を参照すること。